

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(神奈川県担当部会)**

**平成 29 年6月8日答申分**

## **○答申の概要**

**年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件**

**厚生年金保険関係 4件**

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1600435 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1700037 号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成16年4月12日は12万円、同年7月15日は24万3,000円、同年12月15日は10万円、平成17年4月15日は6万3,000円、同年7月15日は18万4,000円、同年12月15日は10万円に訂正することが必要である。

平成16年4月12日、同年7月15日、同年12月15日、平成17年4月15日、同年7月15日及び同年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年4月12日、同年7月15日、同年12月15日、平成17年4月15日、同年7月15日及び同年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和48年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成16年4月  
② 平成16年7月  
③ 平成16年12月  
④ 平成17年4月  
⑤ 平成17年7月  
⑥ 平成17年12月

A社から、請求期間①から⑥までの賞与を支給され、これらの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録では標準賞与額の記録がない。

調査の上、請求期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①から③までについて、金融機関から提出された請求者に係る普通預金元帳（写）及び同僚から提出された当該期間に係る賞与明細書（写）から判断すると、請求者は、A社から当該期間において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①から③までの標準賞与額については、上記の普通預金元帳（写）及び賞与明細書（写）により推認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、請求期間①は12万円、請求期間②は24万3,000円、請求期間③は10万円とすることが妥当である。

請求期間④から⑥までについて、請求者から提出された当該期間に係る賞与明細書（写）及び預金通帳（写）並びに上記普通預金元帳（写）により、請求者は、A社から、請求期間④は6万3,000円、請求期間⑤は18万4,000円、請求期間⑥は10万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①から⑥までの賞与支給日については、上記の預金通帳（写）及び普通預金元帳（写）で確認できる振込日から、請求期間①は平成16年4月12日、請求期間②は同年7月15日、請求期間③は同年12月15日、請求期間④は平成17年4月15日、請求期間⑤は同年7月15日、請求期間⑥は同年12月15日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑥までの賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号：関東信越（神奈川）（受）第1600417号  
厚生局事案番号：関東信越（神奈川）（厚）第1700038号

## 第1 結論

1 請求者のA社（現在は、B社）における平成15年4月11日の標準賞与額を1万6,000円に訂正することが必要である。

平成15年4月11日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年4月11日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 請求者のA社における平成15年4月11日の標準賞与額を21万3,000円に訂正することが必要である。

なお、平成15年4月11日の訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額1万6,000円を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和42年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：平成15年4月

厚生年金保険の記録では、A社に勤務していた平成15年4月の標準賞与額の記録がない。賞与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、調査の上、請求期間における標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

また、請求期間については、年金額に反映しなくとも、事実に即した記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求者から提出された「平成15年春季賞与明細書」（写）により、請求者は、請求期間において、事業主から標準賞与額21万3,000円に相当する賞与の支払を受け、標準賞与額1万6,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準賞与額については、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる

厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、「平成 15 年春季賞与明細書」(写)において確認できる厚生年金保険料控除額から、1 万 6,000 円とすることが必要である。

また、請求期間の賞与支給日については、「平成 15 年春季賞与明細書」(写)において確認できる支給日から、平成 15 年 4 月 11 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B 社は、平成 15 年 4 月 11 日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 「平成 15 年春季賞与明細書」(写)によると、請求者は、請求期間に標準賞与額 21 万 3,000 円に相当する賞与の支払を事業主から受けたことが確認できることから、請求者の A 社における平成 15 年 4 月 11 日の標準賞与額を 21 万 3,000 円に訂正することが必要である。

なお、平成 15 年 4 月 11 日の訂正後の標準賞与額（上記 1 の訂正後の標準賞与額 1 万 6,000 円を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1600426 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1700039 号

## 第1 結論

1 請求者のA社（現在は、B社）における平成15年4月11日の標準賞与額を1万円に訂正することが必要である。

平成15年4月11日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年4月11日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 請求者のA社における平成15年4月11日の標準賞与額を12万8,000円に訂正することが必要である。

なお、平成15年4月11日の訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額1万円を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和41年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成15年4月11日

厚生年金保険の記録では、A社に勤務していた平成15年4月11日の標準賞与額の記録がない。賞与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、調査の上、請求期間における標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

また、請求期間については、年金額に反映しなくとも、事実に即した記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求者から提出された「平成15年春季賞与明細書」（写）により、請求者は、請求期間において、事業主から標準賞与額12万8,000円に相当する賞与の支払を受け、標準賞与額1万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準賞与額については、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる

厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、「平成 15 年春季賞与明細書」(写)において確認できる厚生年金保険料控除額から、1 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B 社は、平成 15 年 4 月 11 日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 「平成 15 年春季賞与明細書」(写)によると、請求者は、請求期間に標準賞与額 12 万 8,000 円に相当する賞与の支払を事業主から受けていたことが確認できることから、請求者の A 社における平成 15 年 4 月 11 日の標準賞与額を 12 万 8,000 円に訂正することが必要である。

なお、平成 15 年 4 月 11 日の訂正後の標準賞与額（上記 1 の訂正後の標準賞与額 1 万円を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1600430 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1700040 号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成18年12月8日は29万9,000円、平成19年6月8日は29万7,000円、同年12月10日は32万8,000円に訂正することが必要である。

平成18年12月8日、平成19年6月8日及び同年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年12月8日、平成19年6月8日及び同年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和31年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成18年12月  
② 平成19年6月  
③ 平成19年12月

A社で勤務していた請求期間①、②及び③に係る賞与について、厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険被保険者記録では当該期間の標準賞与額の記録がない。

調査の上、当該期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

B銀行C支店から提出された請求者に係る預金元帳（写）並びに複数の同僚から提出された賞与明細書（写）及び預金通帳（写）により、請求者は、請求期間①、②及び③において、A社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、上記賞与明細書（写）によると、いずれの同僚も請求期間①、②及び③の賞与から厚生年金保険料を控除されていることが確認できる上、D市E区から提出された請求者に係る市民税・県民税課税（非課税）証明書（平成19年度及び平成20年度）における社会保険料の金額は、オンライン記録の標準報酬月額等から推計される請求者の平成18年及び平成19年の給与等に係る社会保険料控除額の合計額をそれぞれ上回っていることから、請求者は、請求期間①、②及び③の賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、請求期間の賞与支給日については、上記預金元帳（写）の「取引日付」欄の記載から、請求期間①は平成 18 年 12 月 8 日、請求期間②は平成 19 年 6 月 8 日、請求期間③は同年 12 月 10 日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準賞与額については、上記の預金元帳（写）及び賞与明細書（写）から推認できる請求者の賞与額又は厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 29 万 9,000 円、請求期間②は 29 万 7,000 円、請求期間③は 32 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成 18 年 12 月 8 日、平成 19 年 6 月 8 日及び同年 12 月 10 日の賞与に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。